

レジデントの短時間勤務制度が施行されます(H31.4.1より)

大阪医科大学では、平成31年4月1日よりレジデントに対する短時間勤務制度を設けることとなりました。レジデントのライフイベントにおいて、専門医の取得・資格維持などのキャリア形成を支援する為の制度です。本号にてご紹介します。

	育児について	介護について
条件	小学校就学前まで	父母又は義父母
許可期間	小学校就学月の前月末 ※年度更新とする	当該家族について利用開始日から 5年の間で5回まで
勤務日	週当たり2日以上5日以下	
勤務時間	4時間以上	
定員	レジデント定員の定員外とする。定員の原則10%以内(1名未満は切り上げ)	
年次有給休暇	所定労働日数により付与	
本給	【子が3歳に達する日が属する月の月末まで】 所定労働時間の按分割合 【子が3歳に達する日が属する月の翌月以降】 所定労働時間の按分割合 × 80%	【当該家族についての制度利用が3回目まで】 所定労働時間の按分割合 【当該家族についての制度利用が4回目以降】 所定労働時間の按分割合 × 80%
申請	開始日の1か月前までに申請し、以後、 年度単位で申請する。	開始日の1か月前まで
内容変更	2回まで	
時間外勤務	所定労働時間を含め、週40時間を限度 (但し、本人が希望する場合、「時間外勤務」「日直又は宿直」ともに可)	
院外研修	院外研修として1週につき半日1回 年間累計30日以内	

問合せ先 : 総務部人事課

会議報告

H31. 2. 5

第3回 運営推進会議

《議題》

1. 報告事項

- (1)リーフレット発刊
- (2)Smart News 1月号
- (3)短時間勤務制度と研修プログラム整備基準
- (4)託児所について
- (5)日本医師会事業における女性医師支援懇談会

- (6)全国医学部長病院長会議におけるキャリア支援
連絡協議会
- (7)その他

2. 協議事項

- (1) 医大生と医師とのランチ交流会企画

